

入 札 説 明 書

「次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託 一式」

（令和 8 年 8 月 18 日入札公告分）

横浜市健康福祉局福祉保健課

令和 8 年 8 月 18 日横浜市報調達公告で公告した「次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託 一式」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

次期福祉保健システム（仮称）標準化移行等業務委託 一式

(2) 業務内容

別添設計図書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 13 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

横浜市健康福祉局福祉保健課、受託事業者事業所内及び本市が別途指定する場所

(5) 入札方法

この入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

(1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。

(2) 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「316:コンピュータ業務」に登録が認められている者であること。

(3) 令和 8 年 8 月 27 日から落札者決定の日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。

3 入札参加の手続

入札に参加しようとする者は、次の手続が必要です。なお、書類作成の際には、別添の様式を使用するか、横浜市ホームページから最新の様式をダウンロードして記入し、提出してください。

(1) 2 (2) の条件を満たしていない者は、次のア又はイの手続が必要です。なお、入札参加資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合があります。

ア 令和 7・8 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特

定調達契約に係る入札参加資格申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続前及び必要書類のアップロード後に(5)の局課に必ず連絡してください。

イ 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されているが「316:コンピュータ業務」に登録が認められていない者

横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから特定調達契約に係る種目追加申請を行ってください。申請データを送信した後に表示される「申請受付内容」に記載される必要書類を同システム内からPDF形式でアップロードすることにより提出してください。また、申請手続前及び必要書類のアップロード後に(5)の局課に必ず連絡してください。

ウ ア及びイの申請期間

公告日から令和8年8月27日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日まで（以下「休日等」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで）

(2) 提出書類

令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）の登載の有無にかかわらず、入札に参加しようとする者は提出してください。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 委託業務経歴書等2(4)に該当することを証する書類

(3) 提出方法

ア 持参による提出の場合

(4)の期間に紙にて(5)イの局課に直接持参してください。

イ 郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

令和8年8月27日午後5時までに(5)イに掲げる局課に必着で郵送してください。郵送は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、封筒の封皮には公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に(5)に掲げる局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(4) 提出期間

公告日から令和8年8月27日まで（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(5) 担当局課

ア (1)の問合せ先

横浜市総務局契約第二課

電話 045(671)2186（直通）

イ (2)の提出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10

横浜市健康福祉局福祉保健課（横浜市庁舎15階）

佐々木、赤松、田中、佐藤 電話 045(671)4043（直通）

(6) 入札参加に係る通知

次の通知は、令和8年9月8日までにを行います。

ア 特定調達契約に係る一般競争入札有資格者名簿登載の審査結果通知書

イ 入札参加資格確認に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができません。

(1) 2に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 3(1)の手續に係る申請データ及び必要書類において虚偽があったとき。

(3) 3(2)に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。

以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

5 設計図書等に関する質問

(1) 方法

入札参加者は、設計図書等に質問があり回答を求める場合には、令和8年9月8日午後5時までに別紙「提案様式5_質問票」を(2)の局課の電子メールアドレス宛に送付してください。原則として、持ち込み又は郵送による書類、口頭、電話による質問は受け付けません。なお、電子メールの送信を行った際は、(2)の局課に必ず電話連絡を行ってください。

(2) 質問の提出先

横浜市健康福祉局福祉保健課 担当：佐々木、赤松、田中、佐藤

電話 045(671)4043（直通）

メールアドレス kf-fukuhoke@city.yokohama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年9月17日までに横浜市ホームページ

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/kenko/>)で行い、併せて5(2)の局課においても文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

6 入札公告期間中の資料閲覧等

(1) 閲覧方法

本業務の実施に参考となる資料については、公告日から令和8年9月24日午後5時まで閲覧可能とします（一部設計書がないものもあります。）。なお、資料の閲覧に当たっては、必ず事前に担当部署まで連絡の上、閲覧日時を調整してください。

(2) 閲覧場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10（横浜市庁舎15階）

横浜市健康福祉局福祉保健課 担当：佐々木、赤松、田中、佐藤

電話 045(671)4043（直通）

7 入札関係書類の提出

入札に参加しようとする者は、次のいずれかの方法により、入札関係書類を提出することとします。方法にかかわらず、入札書は入札書のみを封筒に入れ封印し、その他入札関係書類に同封してください。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 入札書 1部

イ 提案書

詳細については、別途「提案書作成要領」によります。

ウ 誓約書 1部

(2) 持参による提出の場合

ア 提出期限及び提出場所

令和8年10月5日 午後5時までに3(5)イの局課に持参のこと。

イ 方法

紙にて直接持参してください。

(3) 郵送による提出の場合（原則として遠隔地（例えば日本国外等）にある者を対象とします。）

ア 提出期限及び郵送先

令和8年10月5日 午後5時までに3(5)イの局課に必着のこと。

イ 方法

郵便入札は、書留郵便によらなければなりません。この書留郵便は、封筒の封皮には件名とともに「入札関係書類在中」と朱書しなければなりません。また、郵送した日に3(5)イに掲げる局課に必ず電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

8 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積らなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載しなければなりません。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。

(3) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 提案に関する詳細な内容は別添「提案書作成要領」を参照してください。

9 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

3 (5) イの局課が、7 に記載の期限までに入札関係書類を受理できなかった場合、当該入札参加者は入札に参加できません。

(2) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、翌日以降に再度の入札を行います。なお、再度入札の回数は1回とします。

(3) 入札の中止

副市長は、入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(4) 入札の辞退

入札参加者は、紙により入札書を持参又は郵送するまでは、次のア又はイの方法により、いつでも入札を辞退することができます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行前

入札辞退届を契約担当職員に直接持参するか、又は郵送しなければなりません。ただし、郵送の場合は、7 (3) アの期限までに3 (5) イの局課に必着のこと。

イ 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(5) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2 に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 3 (2) に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

エ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

(6) 価格点の算出

価格点については別添「落札者決定基準」に基づき算出します。

10 提案内容に関するヒアリング（プレゼンテーション及び質疑応答）

(1) 実施日時

日程等詳細は、別途入札参加資格が認められた者に通知します。

(2) 実施方法

詳細な実施方法は、具体的な実施日時と場所と合わせて別途通知します。

11 落札者の決定

(1) 別添「落札者決定基準」に基づく総合評価点数の最も高い入札者を落札者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は落札者としません。

ア 別添「落札者決定基準」で定める失格事由に該当する場合

イ 入札者の入札額が予定価格の110分の100を上回る金額の場合

ウ 「誓約書」の提出がない場合

(2) 総合評価点数の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定します。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(3) 総合評価点数は、落札者決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、ホームページで公表します。

(4) 落札候補者となった事業者に対し、補助金申請に必要となる J-LIS 見積書の提出を別途依頼します。J-LIS 見積書は年度ごとに提出する必要があるため、提出の御準備をお願いします。

12 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除します。

13 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方と別紙様式による契約書を取り交わします。

(2) 副市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定します。

(3) 契約の相手方は、その所在地が遠隔地にある場合には、副市長から2通の契約書の案の送付を受けて記名押印します。また、副市長は、当該契約書の案を受けてこれに記名押印し、そのうちの1通を契約の相手方に送付します。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14 契約金の支払方法

(1) 前金払

行いません。

(2) 契約金の支払方法

令和8年度から令和12年度までに行う部分検査及び令和12年度に行う完了検査実施後

、請求に基づき各年度2回以内で支払いを行います。なお、支払額の平準化の観点から複数年に分けた分割支払いにご協力いただける場合は、契約書の作成時に協議をします。

15 その他

(1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。

(2) 苦情申立て

ア 当該入札手続における入札参加資格の確認その他手続に関し、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、横浜市入札等監視委員会に対し苦情申立てを行うことができます。なお、落札者の決定後であっても苦情申立てが行われた場合、横浜市調達に係る苦情処理手続要領に基づき、契約締結の停止等が行われる場合があります。

イ 事務局

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市総務局契約第一課（横浜市庁舎11階）
電話 045(671)2707（直通）

(3) 契約手続に関する問合せ先

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10
横浜市健康福祉局福祉保健課（横浜市庁舎15階）
佐々木、赤松、田中、佐藤 電話 045(671)4043（直通）

(4) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。

入札参加資格審査申請（特定調達契約用）及び 種目追加登録申請（特定調達契約用）について

横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係及び設計・測量等関係）に登載されていない方及び入札参加条件で定める種目に登録が認められていない方は、「入札参加資格審査申請（特定調達契約用）」又は「種目追加登録申請（特定調達契約用）」を行う必要があります。

※横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係及び設計・測量等関係）に登録されている方で、入札参加条件に該当する種目に登録のある方については、申請の必要はありません。

「入札参加資格審査申請（特定調達契約用）」及び「種目追加登録申請（特定調達契約用）」は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」内の資格審査申請システムから電子での申請内容の入力・データ送信と必要書類のアップロード（PDF形式データ）にて行います。

申請に必要な書類の説明等は、横浜市ホームページ「ヨコハマ・入札のとびら」及び該当案件の入札説明書に掲載しておりますので、御確認ください。

「ヨコハマ・入札のとびら」URL
https://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/toroku/z_index.html
その他手続きについて＞特定調達契約（WTO）に係る入札参加資格を御確認ください。

なお、書類提出前に下記の問合せ先へ御連絡ください。

【問合せ及び受付】

受付時間 閉庁日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

総務局契約第二課

中区本町6丁目50番地の10（市庁舎11階）

物品購入、賃貸借、印刷等 電話 045（671）2248

委託、設計・測量等 電話 045（671）2186